

令和8年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項

令和8年度滋賀県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）幼稚部および高等部の出願資格および通学区域その他の要件ならびに入学者の選考については、この要項の定めるところによる。

なお、滋賀県立特別支援学校高等部分教室（以下「県立特別支援学校分教室」という。）および滋賀県立高等養護学校の入学者の選考については、別に定める。

1 募集および選考を実施する学校

入学者の募集および選考を行うのは、次の(1)の表に掲げる県立特別支援学校幼稚部および(2)の表に掲げる県立特別支援学校高等部の各科および学科とする。募集定員は、別に定める。

(1) 幼稚部

学校名
滋賀県立盲学校
滋賀県立聾話学校

(2) 高等部

学校名	科名および学科名
滋賀県立盲学校	普通科 保健科 専攻科 専攻科
滋賀県立聾話学校	普通科 情報科 産業科
滋賀県立北大津養護学校	普通科
滋賀県立鳥居本養護学校	普通科
滋賀県立長浜養護学校	普通科
滋賀県立草津養護学校	普通科
滋賀県立野洲養護学校	普通科
滋賀県立三雲養護学校	普通科
滋賀県立新旭養護学校	普通科
滋賀県立八日市養護学校	普通科
滋賀県立甲良養護学校	普通科

2 出願資格および通学区域その他の要件

県立特別支援学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。）第11条第3項の規定に基づき、次に掲げる出願資格および通学区域その他の要件を満たすときに出願することができる。

ただし、通学区域その他の要件を満たさない志願者（以下「特別志願者」という。）は、県立学校管理運営等規則第11条の4の規定に基づく許可（以下「特別出願許可」という。）を受けた者に限って、出願することができる。特別出願許可を受けようとする者は、令和8年1月29日（木）までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4643）（以下「特別支援教育課」という。）へ申請しなければならない。

(1) 出願資格

ア 幼稚部 次のいずれかに該当する者

(ア) 滋賀県立盲学校については、令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者で、視覚障害の特別支援学校で学習することが適當であると認められるもの

(イ) 滋賀県立聾話学校については、令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者で、聴覚障害の特別支援学校で学習することが適當であると認められるもの

イ 高等部 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者で、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、(ウ)の表に掲げる出願を希望する学校の対象障害種別に該当すると認められるもの。ただし、滋賀県立盲学校高等部専攻科保健理療科および専攻科理療科にあっては、特別支援学校高等部もしくは高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）を卒業した者（令

和8年3月に卒業する見込みの者を含む。) またはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

- (ア) 令和8年3月に特別支援学校中学部もしくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（以下これらを「中学校等」という。）を卒業（修了を含む。以下同じ。）する見込みの者または中学校等を卒業した者
 (イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
 (ウ) 対象障害種別

学校名	対象障害種別
滋賀県立盲学校	視覚障害
滋賀県立聾話学校	聴覚障害
滋賀県立北大津養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立鳥居本養護学校	病弱
滋賀県立長浜養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立草津養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立野洲養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立三雲養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立新旭養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立八日市養護学校	知的障害 肢体不自由
滋賀県立甲良養護学校	知的障害 肢体不自由

(2) 通学区域その他の要件

志願者は、次の表の幼稚部および高等部の欄に掲げる通学区域内に在住する場合、または同欄に指定する要件に該当する場合に、その志望する県立特別支援学校に出願することができる。

学校名	幼稚部	高等部
滋賀県立盲学校	全県	全県
滋賀県立聾話学校	全県	全県
滋賀県立北大津養護学校		大津市（大津市立打出中学校区以北に限る。）
滋賀県立鳥居本養護学校		児童心理治療施設さざなみ学園に入園していること。
滋賀県立長浜養護学校		長浜市 米原市 (旧西浅井町は、通学調整区とする。)
滋賀県立草津養護学校		大津市（滋賀県立北大津養護学校の通学区域を除く。） 草津市
滋賀県立野洲養護学校		近江八幡市（旧安土町を除く。） 守山市 栗東市 野洲市 蒲生郡竜王町
滋賀県立三雲養護学校		甲賀市 湖南市
滋賀県立新旭養護学校		長浜市（旧西浅井町に限る。） 高島市 (旧西浅井町は、通学調整区とする。)
滋賀県立八日市養護学校		近江八幡市（旧安土町に限る。） 東近江市（旧湖東町および旧愛東町を除く。） 蒲生郡日野町
滋賀県立甲良養護学校		彦根市 東近江市（旧湖東町および旧愛東町に限る。） 愛知郡 犬上郡

注1 旧西浅井町は通学調整区とし、滋賀県立長浜養護学校または滋賀県立新旭養護学校への通学を可能とする。

- 2 「旧湖東町および旧愛東町」は、平成 17 年 2 月 10 日現在の「湖東町および愛東町」を指す。
- 3 「旧西浅井町」は、平成 21 年 12 月 31 日現在の「伊香郡西浅井町」を指す。
- 4 「旧安土町」は、平成 22 年 3 月 20 日現在の「蒲生郡安土町」を指す。

3 出願手続

(1) 出願期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 9 日（月）までの間の消印があるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

学校名	所在地	連絡先
滋賀県立盲学校	〒522-0054 彦根市西今町800番地	電話0749-22-2321
滋賀県立聾話学校	〒520-3014 栗東市川辺664番地	電話077-552-1380
滋賀県立北大津養護学校	〒520-0353 大津市伊香立向在地町25番地	電話077-598-3174
滋賀県立鳥居本養護学校	〒522-0004 彦根市鳥居本町1431番地 2	電話0749-24-1768
滋賀県立長浜養護学校	〒526-0806 長浜市今町920番地	電話0749-63-9721
滋賀県立草津養護学校	〒525-0072 草津市笠山八丁目3番111号	電話077-566-0012
滋賀県立野洲養護学校	〒520-2301 野洲市小南588番地	電話077-586-6850
滋賀県立三雲養護学校	〒520-3233 湖南市柑子袋1546番地	電話0748-72-4011
滋賀県立新旭養護学校	〒520-1512 高島市新旭町太田988番地 6	電話0740-25-6810
滋賀県立八日市養護学校	〒527-0086 東近江市上平木町290番地	電話0748-23-1774
滋賀県立甲良養護学校	〒522-0252 犬上郡甲良町金屋1798番地	電話0749-38-4880

(3) 出願書類

幼稚部への入学を志願する者の保護者および高等部を志願する者については、次の出願書類を提出するものとする。

- ア 入学願書（様式特第 1 号）
イ 受検票（様式特第 2 号）

高等部を志願する者について、令和 8 年 3 月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前 3 か月以内に撮影した無帽、正面半身の写真（縦 4 cm、横 3 cm）を所定の欄に貼り、卒業した、または在学している学校の校長の割印を受けなければならない。ただし、2(1)イ(イ)に該当する者については、割印は不要とする。

- ウ 特別志願者にあっては、特別出願許可を受けたことを証する書類
エ その他

滋賀県立盲学校を志願する者については、眼科健康診断について滋賀県立盲学校長（以下「盲学校長」という。）の指示を受けること。

(4) 出願書類の提出

- ア 幼稚部
幼稚部への入学を志願する者の保護者は、(3)の出願書類を出願する特別支援学校長（以下「出願先校長」という。）に提出するものとする。
イ 高等部
(ア) 中学校に在学し、学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する者または特別支援学校の中

学部に在学する者で、令和8年3月に卒業する見込みのものが出来願する場合は、在学する学校を経て(3)の出願書類を出願先校長に提出するものとする。

- (1) 中学校等を卒業した者が出来願する場合は、出願先校長の指示に従うこと。
- (ウ) 高等学校もしくは特別支援学校高等部に在学し、令和8年3月に卒業する見込みの者もしくは卒業した者またはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者が滋賀県立盲学校専攻科保健理療科または専攻科理療科に出願する場合は、盲学校長の指示に従うこと。
- (イ) 在学しているまたは卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、志願者が当該県立特別支援学校高等部を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先校長に提出するものとする。
なお、郵送の場合は、中学校長は、郵送した時点で出願先校長宛てに電話連絡をすること。
 - a 個人調査報告書（様式特第3号の1または様式特第3号の2）
 - (a) 中学校等を卒業した者にあっては、指導要録に準拠して記入したもの
 - (b) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者にあっては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの
 - b 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）
 - (a) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付けること。
 - (b) 中学校等を卒業した者にあっては、志願者の住所および氏名を明記すること。
 - (c) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者にあっては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

(5) 用紙の交付

入学願書、個人調査報告書等の用紙は、各県立特別支援学校または特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に、請求人の住所および氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの）を同封して、出願を希望する各県立特別支援学校宛てに請求すること。

(6) 出願書類の受付

出願先校長は、(4)により出願書類の提出を受けたときは、出願書類が整っていることを確認し、受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

(7) その他

出願は、1人1校に限る。なお、公立高等学校との併願はできない。

4 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

幼稚部においては、出願先校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

高等部においては、出願先校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。なお、県立特別支援学校分教室の入学許可予定者とならなかった者で、県立特別支援学校を第2志望としたものは、県立特別支援学校分教室で行われた面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として、第2志望の県立特別支援学校長が選考を行うものとする。

(1) 選考日時

令和8年2月25日（水）午前9時30分から

(2) 選考場所

各出願先県立特別支援学校

(3) 選考当日は、保護者等（親権者または未成年後見人、やむを得ないときはこれに代わる者。）が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。

(4) 選考結果の発表

令和8年3月11日（水）に受検した各出願先県立特別支援学校において発表する。

5 追検査

(1) 対象者

インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望するもの

(2) 申請期日

受検希望者は、令和8年2月26日（木）の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する幼稚部への入学を志願する者の保護者は出願先校長に、高等部の追検

査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て出願先校長に、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 県立特別支援学校入学者選考追検査受検申請書（様式特追第1号）

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの

イ 申請手続は、各出願先県立特別支援学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。

ウ 追検査の受検希望の報告を受けた出願先校長は、速やかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、幼稚部の場合は出願先校長から保護者に、高等部の場合は出願先校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

幼稚部においては、出願先校長が面接等の結果を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

高等部においては、出願先校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。なお、県立特別支援学校分教室の入学許可予定者とならなかった者で、県立特別支援学校を第2志望としたものは、県立特別支援学校分教室で行われた面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として、第2志望の県立特別支援学校長が選考を行うものとする。

ア 選考日時

令和8年3月5日（木）午前9時30分から

イ 選考場所

各出願先県立特別支援学校

ウ 選考当日は、保護者等（親権者または未成年後見人、やむを得ないときはこれに代わる者。）が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。

エ 選考結果の発表

4(4)に同じ。

6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

7 その他

(1) 特別志願者および2(1)イ(イ)に該当する志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先校長または滋賀県教育委員会教育長が行うものとする。

(2) 出願先校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ滋賀県教育委員会教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。